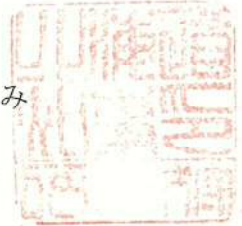


特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道江別市角山69番地4  
氏 名 角山開発株式会社 代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年 8 月14日  
許可の有効年月日 平成35年 8 月10日



1. 事業の範囲

埋立（廃石綿等）、

焼却（汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの。）、廃油（揮発油類、灯油類、軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサン。）、廃酸（pH2.0以下のもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの。）、感染性産業廃棄物）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設  
第2面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件  
\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況  
第3面に記載のとおり。以下余白。

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

特別管理産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00190005112号  
許可業者の名称 角山開発株式会社

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型及び管理型最終処分場  
設置場所 赤平市共和町 556 番 138、139、140、141、  
142、143、235、236  
設置年月日 平成 28 年 12 月 9 日  
処理能力 11,500 m<sup>3</sup>、126,744 m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成 27 年 1 月 30 日  
許可番号 空環生第 1368-2 号

施設の種類 焼却施設  
設置場所 江別市角山 69 番 9、10  
設置年月日 平成 24 年 10 月 12 日  
処理能力  
(汚 泥) 32.02 t/日 (24 時間) 1.334 t/時間  
(廃 油) 17.64 t/日 (24 時間) 0.764 t/時間  
(廃プラスチック類) 25.44 t/日 (24 時間) 1.060 t/時間  
(産業廃棄物) 42.67 t/日 (24 時間) 1.778 t/時間  
許可年月日 平成 23 年 4 月 13 日  
許可番号 石環生第 216 号

施設の種類 保管場所 1  
設置場所 江別市角山 69 番 9、10  
面積 20.0 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 感染性産業廃棄物。  
保管上限 50.0 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 2  
設置場所 江別市角山 69 番 9、10  
面積 10.8 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 感染性産業廃棄物。  
保管上限 27.0 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 3  
設置場所 江別市角山 69 番 9、10  
面積 26.0 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 感染性産業廃棄物。  
保管上限 65.0 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 4  
設置場所 江別市角山 69 番 10  
面積 9.0 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃油。  
保管上限 4.2 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 5  
設置場所 江別市角山 69 番 9、10  
面積 1.1 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃油。  
保管上限 1.95 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 6  
設置場所 江別市角山 69 番 10  
面積 8.6 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 汚泥、廃酸、廃アルカリ。  
保管上限 4.2 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 7  
設置場所 江別市角山 69 番 10  
面積 1.6 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃酸。  
保管上限 2.0 m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 8  
設置場所 江別市角山 69 番 10  
面積 1.6 m<sup>2</sup>  
種類  
・ 廃アルカリ。  
保管上限 2.0 m<sup>3</sup>

以下余白。

特別管理産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00190005112号  
許可業者の名称 角山開発株式会社

許可の更新又は変更の状況

平成15年 8月11日 許可の更新

平成20年 8月11日 許可の更新

平成25年 1月21日 変更許可 (焼却 (廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン。)、廃酸 (pH2.0以下のもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)) の追加。)

平成25年 8月27日 更新時変更許可 (焼却 (汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの。)、廃油 (1, 4-ジオキサン。)、廃酸 (1, 4-ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ (1, 4-ジオキサンを含むもの。)) の追加。)

平成29年 4月22日 変更許可 (埋立 (廃石綿等) の追加。)

平成30年 8月14日 許可の更新

以下余白。